

6 ホテル又は旅館の客室

基本的な考え方

宿泊施設の客室は、高齢者、肢体不自由の方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、介助のためのスペースにも配慮したものとします。

また、車椅子利用者用客室には、車椅子を使用されている方が円滑に利用できる十分な広さを確保し、設備機器等も利用に適した位置に配置するものとします。



近年、宿泊施設は、災害時の避難施設やコロナ禍においては軽症者や医療従事者の受入れに活用されるなど、旅行者に限らず、市民の安心・安全に貢献する準公的施設としての役割が求められています。

令和3年10月から、宿泊施設の全ての客室を対象に、高齢の方、肢体不自由の方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、また、介助のためのスペースにも配慮した基準を新たに設けています。

新基準による客室は、車椅子利用者用客室のように、車椅子を使用されている方の利用に特化した客室ではありませんが、車椅子を使用されている方のなかでも自立度が高い方にとっては、客室の選択肢の拡充につながるものと考えます。

誰もが安心して快適に利用できる、より良い宿泊施設の整備に努めてください。

目次

A 一般客室	P 89 ~ 101
-------------------------	-------------------

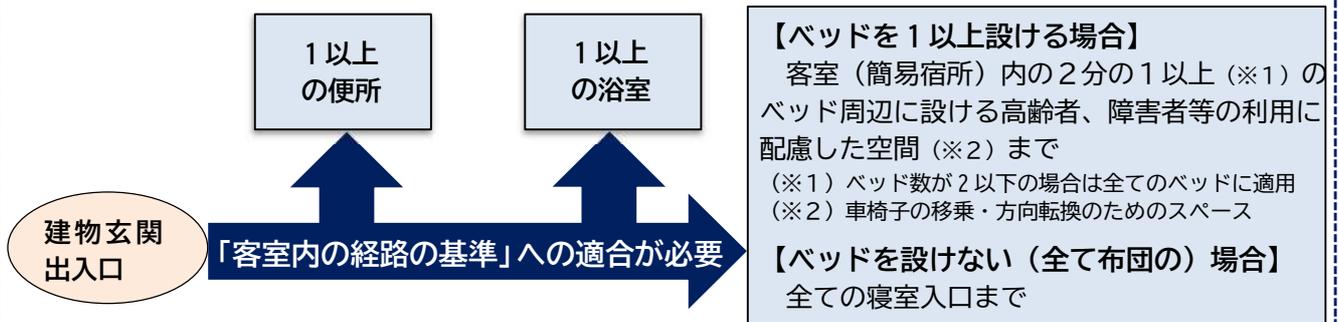
B 車椅子利用者用客室	P 102 ~ 113
------------------------------	--------------------

C 客室に係るよくある御質問	P 114 ~ 119
---------------------------------	--------------------



A 一般客室

<客室内の経路の概要>

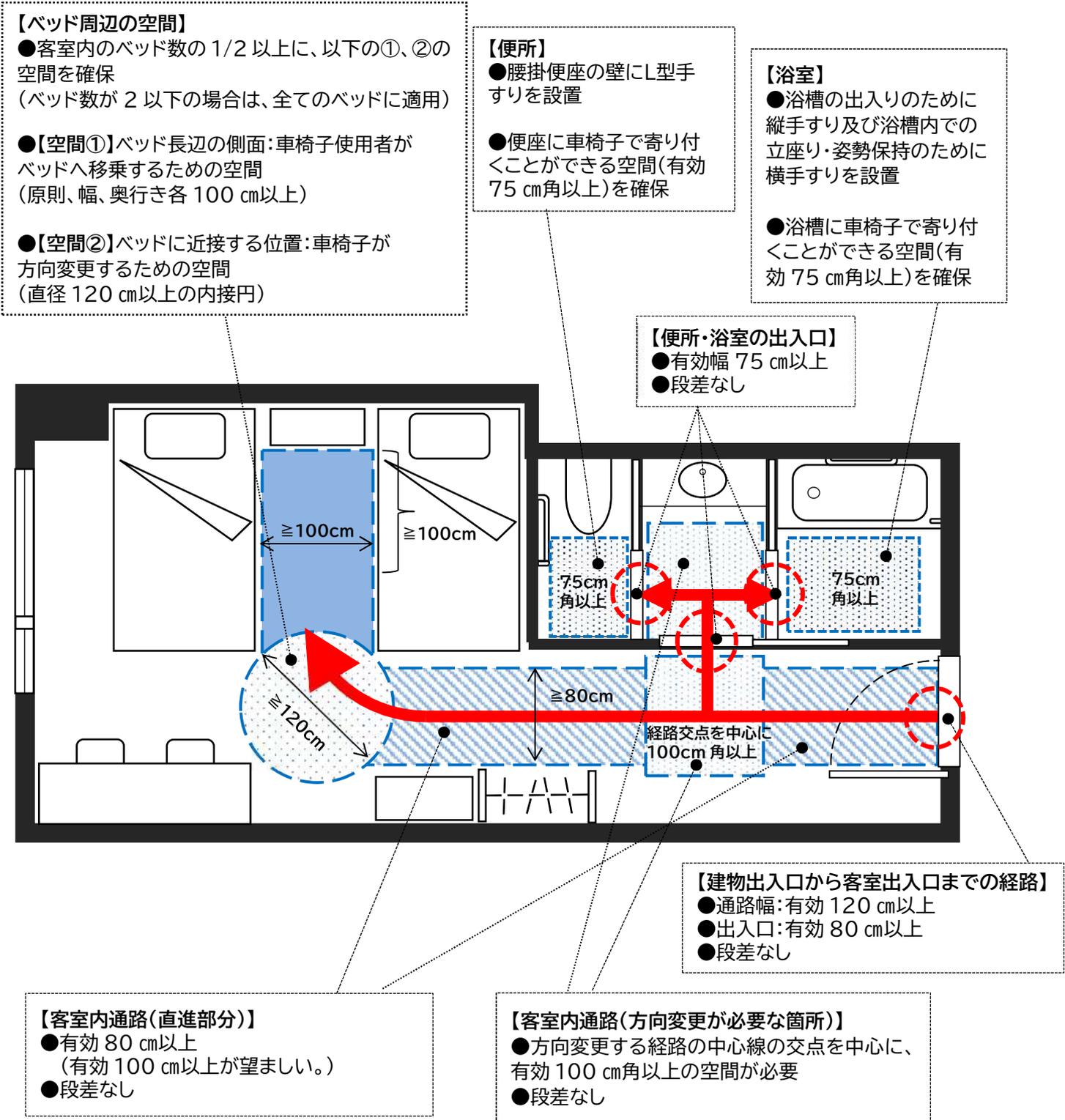


客室内の経路の基準

- ・経路幅 100 cm以上（車椅子の方向を変更することのない直進部分は、80 cmでも可）
- ・段差なし
- ・段差がある（階が異なる）場合は、段差解消機等（令第18条第2項第6号に規定するもの）又は傾斜路（別表第2 3の項に定めるもの）の設置が必要

A 一般客室 ツインルームの例1 (水回りセパレートタイプ)

図6-1



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 ツインルームの例2 (3点式ユニットバスタイプ)

図6-2

【ベッド周辺の空間】

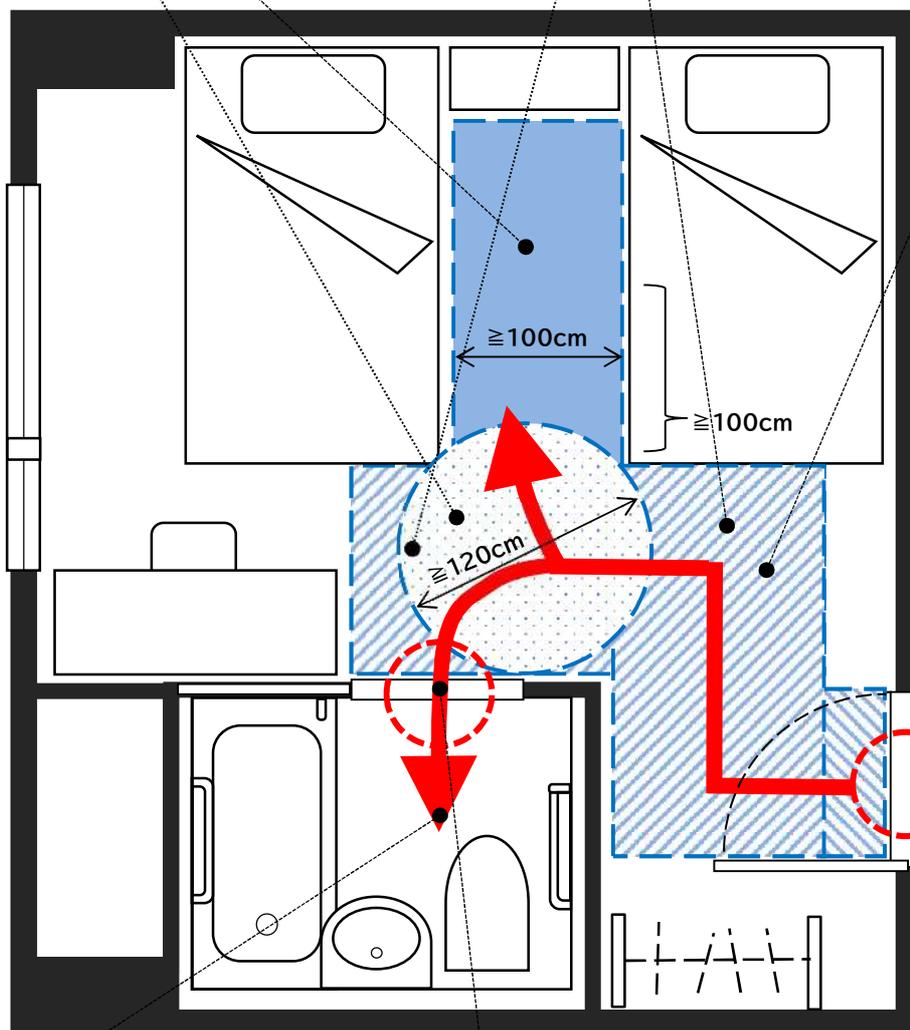
- 客室内のベッド数の1/2以上に、以下の①、②の空間を確保
(ベッド数が2以下の場合、全てのベッドに適用)
- 【空間①】ベッド長辺の側面:車椅子使用者がベッドへ移乗するための空間
(原則、幅、奥行き各100cm以上)
- 【空間②】ベッドに近接する位置:車椅子が方向変更するための空間
(直径120cm以上の内接円)

【客室内通路(方向変更が必要な箇所)】

- 方向変更する経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間を確保
- 段差なし

【客室内通路(直進部分)】

- 有効80cm以上
(有効100cm以上が望ましい。)
- 段差なし



【便所・浴室】

- 腰掛便座の壁にL型手すりを設置
- 浴槽の出入りのために縦手すり及び浴槽内での立座り・姿勢保持のために横手すりを設置
- ユニットバスの場合、下記以上の大きさを基本とする。
1418(長辺入り)、1620(短辺入り)

【便所・浴室の出入口】

- 有効幅75cm以上
- 段差なし

【建物出入口から客室
出入口までの経路】

- 通路幅:有効120cm以上
- 出入口:有効80cm以上
- 段差なし

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 シングルルームの例1 (水回りセパレートタイプ)

図6-3

【ベッド周辺の空間】

- 客室内のベッド数の1/2以上に、以下の①、②の空間を確保
(ベッド数が2以下の場合、全てのベッドに適用)
- 【空間①】ベッド長辺の側面: 車椅子使用者がベッドへ移乗するための空間
(原則、幅、奥行き各100cm以上)
- 【空間②】ベッドに近接する位置: 車椅子が方向変更するための空間
(直径120cm以上の内接円)

【便所】

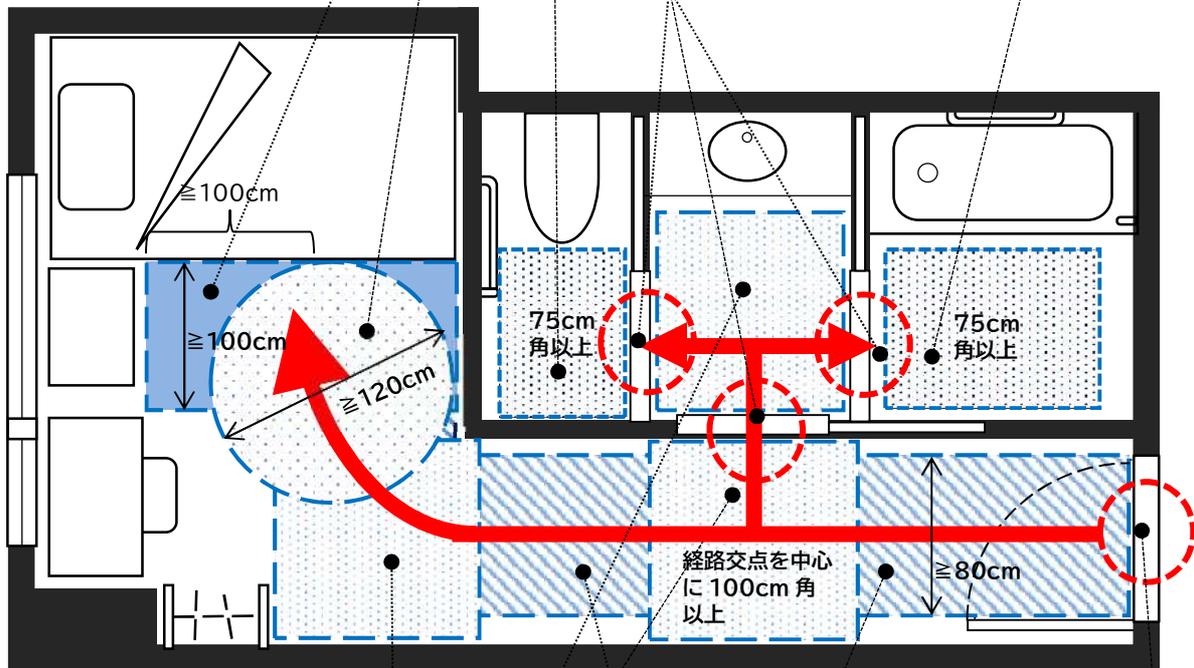
- 腰掛便所の壁にL型手すりを設置
- 便所に車椅子で寄り付くことができる空間(有効75cm角以上)を確保

【浴室】

- 浴槽の出入りのために縦手すり及び浴槽内での立座り・姿勢保持のために横手すりを設置
- 浴槽に車椅子で寄り付くことができる空間(有効75cm角以上)を確保

【便所・浴室の出入口】

- 有効幅75cm以上
- 段差なし



【建物出入口から客室出入口までの経路】

- 通路幅: 有効120cm以上
- 出入口: 有効80cm以上
- 段差なし

【客室内通路(方向変更が必要な箇所)】

- 方向変更する経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間を確保
- 段差なし

【客室内通路(直進部分)】

- 有効80cm以上
(有効100cm以上が望ましい。)
- 段差なし

凡例 ●: 義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 シングルルームの例2 (3点式ユニットバスタイプ)

図6-4

【ベッド周辺の空間】

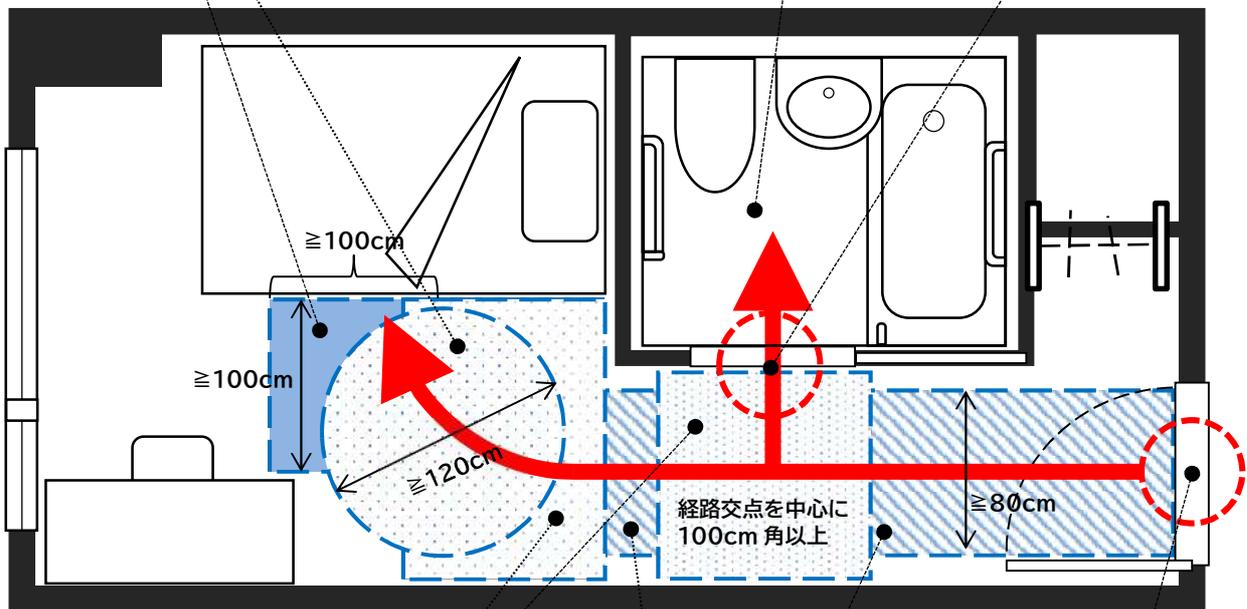
- 客室内のベッド数の1/2以上に、以下の①、②の空間を確保
(ベッド数が2以下の場合は、全てのベッドに適用)
- 【空間①】ベッド長辺の側面:車椅子使用者がベッドへ移乗するための空間
(原則、幅、奥行き各100cm以上)
- 【空間②】ベッドに近接する位置:車椅子が方向変更するための空間
(直径120cm以上の内接円)

【便所・浴室】

- 腰掛便座の壁にL型手すりを設置
- 浴槽の出入りのために縦手すり及び浴槽内での立座り・姿勢保持のために横手すりを設置
- ユニットバスの場合、下記以上の大きさを基本とする。
1418(長辺入り)、1620(短辺入り)

【便所・浴室の出入口】

- 有効幅75cm以上
- 段差なし



【客室内通路(方向変更が必要な箇所)】

- 通路幅 方向変更する経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間を確保
- 段差なし

【建物出入口から客室出入口までの経路】

- 通路:幅120cm以上
- 出入口:幅80cm以上
- 段差なし

【客室内通路(直進部分)】

- 有効80cm以上
(有効100cm以上が望ましい。)
- 段差なし

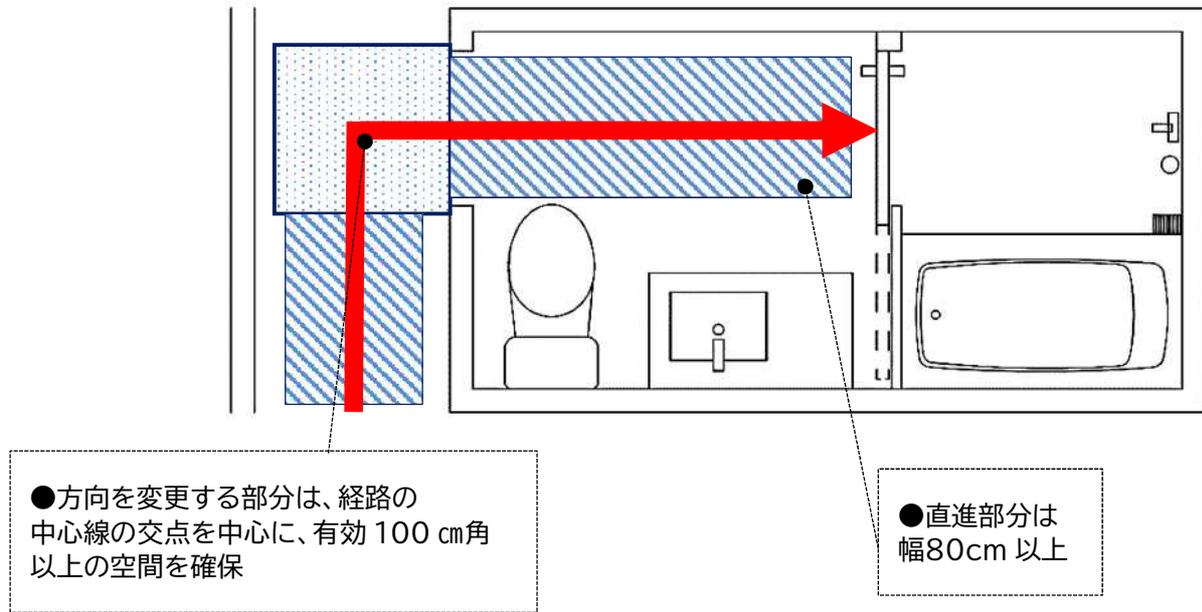
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室内の水回りへの経路（水回りセパレートタイプ）

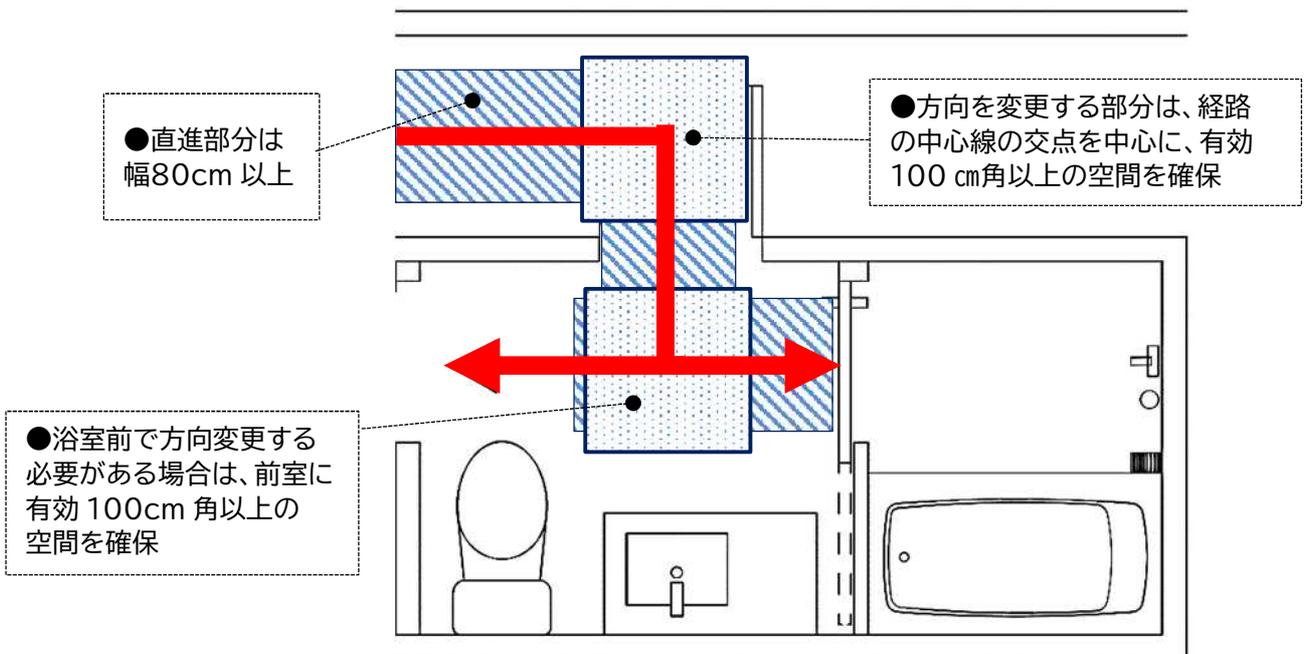
図6-5

※手すり等の図示は省略しています。

①前室外で曲がり、水回りの設備に至る場合



②前室内で曲がり、水回りの設備に至る場合

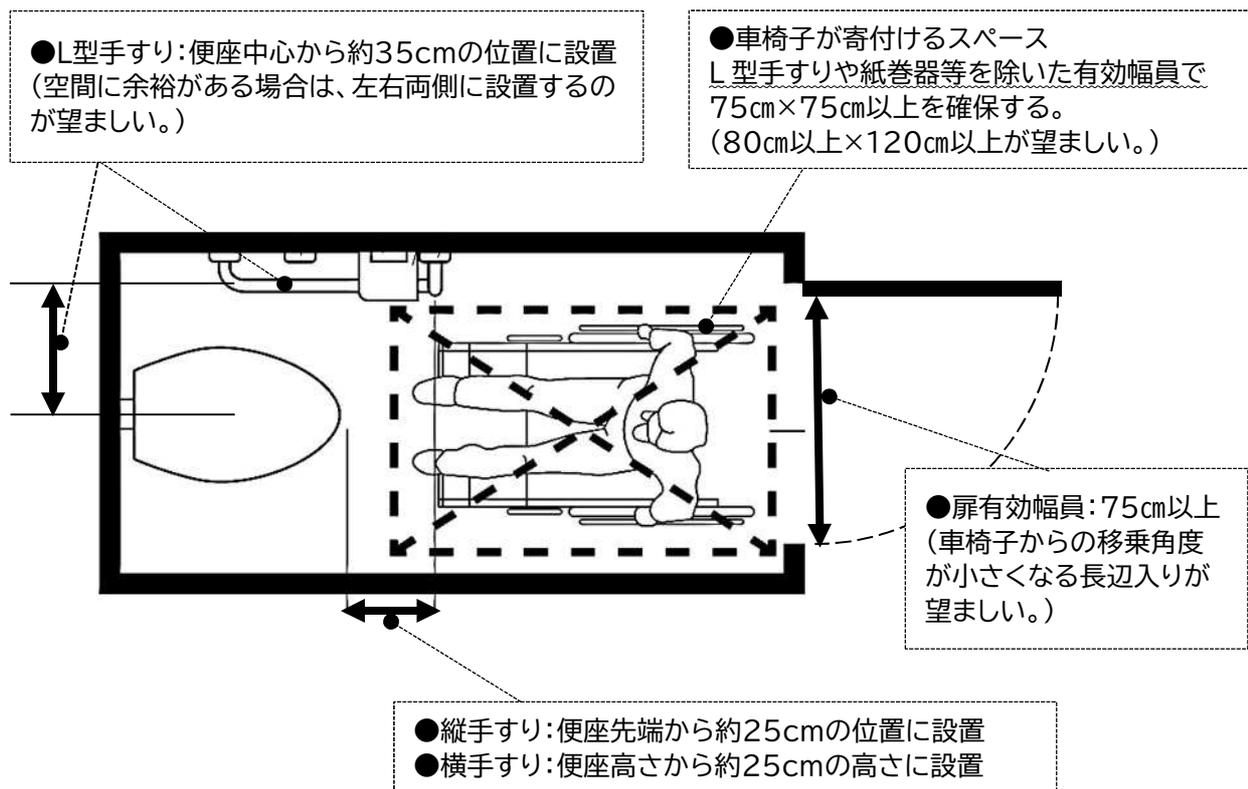


（大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン＜令和2年3月改訂版＞図10. 6より引用・一部改変）

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

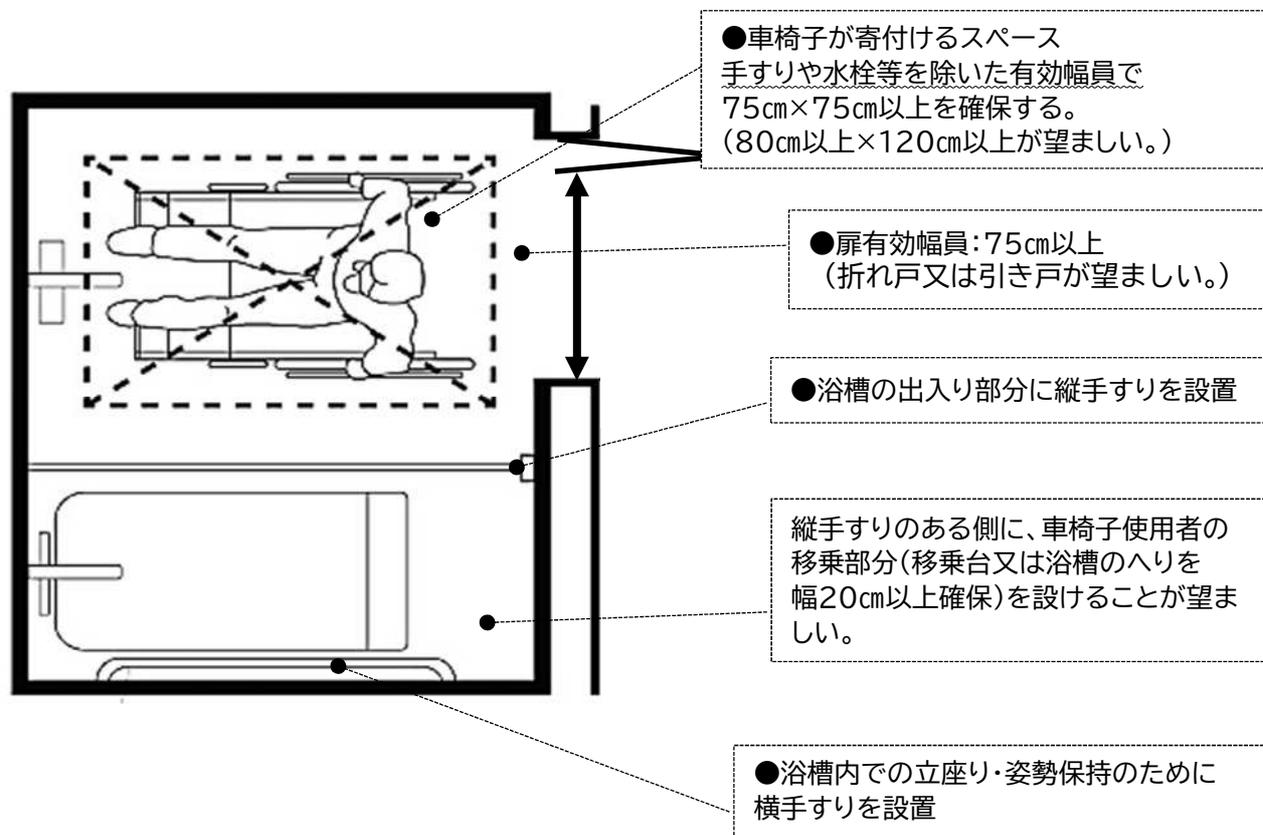
A 一般客室内の車椅子の寄付きを配慮した便所の例

図6-6



A 一般客室内の車椅子の寄付きを配慮した浴室の例

図6-7

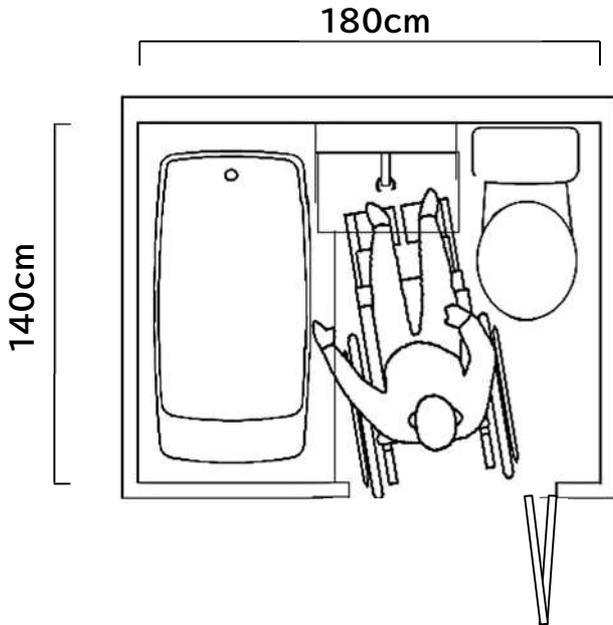


凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室内の車椅子の寄付きに配慮した3点式ユニットバスの例 図6-8

※手すり等の図示は省略しています。

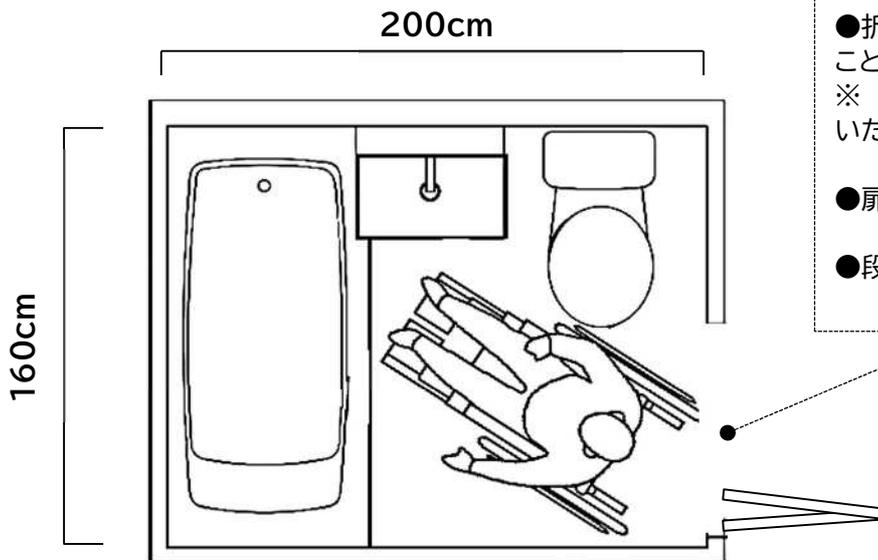
1418 サイズ（長辺入りに限り可）



●1418サイズの場合は、長辺入りのみとし、折れ戸又は引き戸又は外開き扉にすること。
※ 内開き扉は内部の空間が確保できないため、不可とする。

- 扉有効幅員75cm以上
- 段差なし

1620 サイズ（短辺入り・長辺入り共に可）



●折れ戸又は引き戸又は外開き扉にすること。
※ 内開き扉は内部の空間が確保できないため、不可とする。

- 扉有効幅員75cm以上
- 段差なし

（大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン＜令和2年3月改訂版＞図10.7より引用・一部改変）

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室

< 1 > 整備基準一覧

施設		● 整備基準		具体的な整備内容 と解説・補足
箇所		法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 一般客室 ベッド周辺 の空間	ア	【客室内にベッドを設ける 場合】 当該客室内のベッドの数の 1/2 以上（その数に1未満 の端数がある場合には、これ を切り上げた数とし、ベッド 数が2以下の場合には全てのベ ッドに適用）に、次のイ、ウ の空間を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・ベッド長辺に接する位置に、 原則、幅、奥行き各 100cm 以上の空間を 確保することを基本とする。 ・ベッドに近接する位置に、 直径 120 cm 以上の円が内接する空間を確 保する。 <解説・補足> ・2 段ベッド等の階層式寝台の場合は、それぞ れの段を 1 のベッドとして、規定を適用する。 ・ダブルベッド等の複数人が 1 台を使用する 寝具の場合は、ベッド数を 1 として、規定を 適用する。 ・その客室に設置する最大のベッド数を前提 として規定を適用する。そのため、通常はベ ッド数 2 のツインルームとして利用し、随時 エキストラベッド 1 台を設置する客室につい ては、ベッド数は 3 とし、そのうち 2 以上の ベッドに対して、左記イ、ウの空間が必要と なる。 ・ベッドへの移乗や車椅子の方向変更のため に必要なスペースは、ベッドや家具の移動等、 客室のレイアウトの変更（容易にできる場合 に限る。）による対応でも可とする。 ・ベッドの長辺に接する位置の空間は、原則、 幅、奥行き各 100cm 以上を基本とするが、客 室内用の車椅子を貸し出す等の対応を行った 場合は、幅 80 cm 以上かつ奥行き 100 cm 以上と する。 なお、上記の寸法は、車椅子使用者や杖使 用者等が介助も含め、ベッドに移乗するた めに必要な寸法である。 ・直径 120cm 以上の内接円は、車椅子使用者 が繰り返し等により転回できる寸法である。
	イ	【ベッドの長辺に接する位 置】 車椅子使用者が当該ベッ ドに移乗するために必要な 空間として、原則、幅、奥行 き各 100cm 以上の空間を確保 すること。	同左	
	ウ	【ベッドに近接する位置】 車椅子の方向を変更する ために必要な空間として、直 径 120 cm 以上の円が内接する 空間を確保すること。	同左	
		《条例第 27 条第 1 項 第 1 号》	《条例別表 2 第 6 項第 1 号》	

(2) 一般客室 便所	ア	腰掛便座、手すりが適切に配置されていること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ L型手すりを設ける。 ・ L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20~25 cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から 25 cm程度とする。 ・ 出入口の有効幅員は 75 cm以上とする。 ・ 原則段差はなしとするが、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合であって、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は 2 cmまでとする。 ・ 車椅子使用者が便座に移乗するための空間として、L型手すりや紙巻器等を除いて、有効で 75 cm×75 cm以上を確保する（ユニットバスの場合を除く。）。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の有効幅員 75cm 以上は、車椅子使用者が通過できる最低限の寸法である。 ・ 便座前に設ける 75cm 角の空間は、車椅子使用者が便座に寄り付くことができる最低限の寸法である。 ・ 車椅子利用者の便座への移乗角度が小さくなる長辺入りが望ましい。 ・ 車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
	イ	車椅子使用者が便座に移乗するための空間として、原則、幅、奥行き各 75cm 以上の空間を確保すること。	同左	
	ウ	出入口の幅は 75 cm 以上であること。	同左	
	エ	<p>戸を設ける場合は、その前後に高低差がないこと。</p> <p>※ただし、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く。</p> <p>《条例第 27 条第 1 項第 2 号》 《条例規則第 15 条第 1 項》</p>	同左	
(3) 一般客室 浴室等	ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①浴槽の出入り部分に縦手すり及び ②浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すりを設置する。 ・ 車椅子使用者が浴槽に移乗するための空間として、手すりや水栓等を除いて、有効で 75 cm×75 cm以上を確保する（ユニットバスの場合を除く。）。 ・ 出入口の有効幅員は 75 cm以上とする。 ・ 原則段差はなしとするが、水仕舞のた
	イ	車椅子使用者が浴槽に寄り付くための空間として、原則、幅、奥行き各 75cm 以上を確保すること。	同左	
	ウ	浴槽がない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くための空間があること。	同左	

	工	出入口の幅は 75 cm 以上であること。	同左	め、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は 2 cm までとする。
	オ	戸を設ける場合は、その前後に高低差がないこと。 ※ただし、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く。	同左	<p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽等・便房・洗面台の 3 点式ユニットバスの場合、長辺入りでは 1418 サイズ以上、短辺入りでは 1620 サイズ以上とする。 ・出入口の有効幅員 75cm 以上は、車椅子使用者が通過できる最低限の寸法である。
		<p>《条例第 27 条第 1 項第 3 号》 《規則第 15 条第 2 項》</p>	<p>《条例別表 2 第 6 項第 3 号》 《規則第 15 条第 2 項》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽付近に設ける 75cm 角の空間は、車椅子使用者が浴槽に寄り付くことができる最低限の寸法である。 ・洗面台は、車椅子使用者の利用に配慮し、下部にひざや足先が入る空間を確保することが望ましい。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
(4) 一般客室出入口～(1)の空間、(2)の便所、(3)の浴室等までの経路	ア	幅は 100 cm (直進部分は 80 cm) 以上であること。	同左	<p>☞ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室内の経路は、原則、幅員 100 cm 以上であるが、直進部分については、幅員 80 cm 以上でも可とする。 ・車椅子の方向を変更する必要がある部分は、経路の中心線の交点を中心に、有効 100cm 角以上の空間の確保が必要である。 ・前室で方向を変更して便所又は浴室等に至る場合は、前室内にも有効 100cm 角以上の空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする（便所・浴室等の出入口を除く。）。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の出入口から「1 一般客室 ベッド周辺の空間」までの経路の規定については、客室内にベッドがない場合は、客室の出入口から全ての寝室までの経路に適用する。
	イ	客室内の出入口（便所、浴室の出入口を除く。）の幅は 80cm 以上であること。	同左	
	ウ	戸（便所、浴室の出入口に設ける戸を除く。）の前後に高低差がないこと。	同左	
	工	床面に段差がある場合、令第 13 条に規定する傾斜路又は令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を設けること。	段差がある場合、別表 2 3 の項に規定する傾斜路又は令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を設けていること。	

第3章 整備マニュアル 6 ホテル又は旅館の客室

	<p>《条例第 27 条第 1 項第 4 号》 《条例規則第 16 条》 《令第 13 条》 《令第 18 条第 2 項第 6 号》</p>	<p>《条例別表 2 第 6 項第 4 号》 《規則第 16 条》 《条例別表 2 第 3 項》 《令第 18 条第 2 項第 6 号》</p>	<p>・ 車椅子使用者が 75 cm の出入口に対して直角に進入するのに 100cm の幅が必要であるため、経路が屈曲する角には、100cm 角の空間を設けること。</p> <p>・ 建築物全体を 1 組の宿泊客に貸し出す「一棟貸し」の宿泊施設の場合、建築物の玄関入口から先を一つの客室と捉える。 このため、2 階建て以上であって、別表 2 3 の項に規定する傾斜路又は令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を設置しない場合には、玄関のある階において経路の規定を満足するよう、ベッド、便所、浴室等を計画する必要がある。客室内が複数の階に分かれているメゾネットタイプも同様である。</p> <p>・ 一棟貸しの宿泊施設内や、小規模な客室内の段差解消にあたり、別表 2 3 の項に規定する傾斜路又は令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を、やむを得ず設置できない場合は、協議のうえ、奥行き 115 cm 以上のエレベーターの設置による段差解消を代替措置とできる場合がある。(例：客室面積 200 m²以下等)</p>
--	---	---	--

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表< 1 >に合せています)	内容
(1) 一般客室の出入口、空間の確保	<p>◇開き戸の場合には、戸が 90° 以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらぬよう、戸の吊元のスペースを確保する。</p> <p>◇非接触型カード錠のカードリーダーは、床から 100～120cm 程度の高さに設ける。</p> <p>◇客室内には、車椅子使用者が 360° 回転できるよう、直径 150 cm 以上の円が内接できるスペース（又は、180° 転回（方向転換）できるよう、140cm 以上×140cm 以上のスペース）を、1 以上設けることが望ましい（家具等の下部に、車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）。</p>
(2) 一般客室内の便所	<p>◇戸は、引き戸とする。</p> <p>◇オストメイト対応設備を設置する。</p>
(3) 一般客室内の浴室等	<p>◇戸は、引き戸とする。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあるため、これらの戸を使用する。</p> <p>◇浴室等の水栓金具などは、浴槽内、シャワーチェア等に座った状態でも利用できる高さに設置する。</p> <p>◇シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。</p>

第3章 整備マニュアル 6 ホテル又は旅館の客室

<p>(4) 一般客室内の 部品、設備等</p>	<p>◇壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取り、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。</p> <p>◇インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p> <p>◇スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。</p>
<p>(5) 案内表示、情報伝達等</p>	<p>◇室名表示は文字の浮き彫りとし、点字を併記するなど、視覚障害者等の利用に配慮する。</p> <p>◇室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、高齢者、障害者、外国人等に分かりやすい表現とする。（例：大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、多言語を表記する、図記号等を併記するなど）</p> <p>◇室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。</p> <p>◇視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。</p> <p>◇聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なリモコンを客室に備える。</p> <p>◇シャンプー・コンディショナー・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。</p> <p>◇車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等の円滑な利用に必要な設備機器（振動呼出器、ドアノック用光センサー、FAX、福祉対応型電話機、点字館内案内、タブレット等）を設ける又は貸し出す。</p>

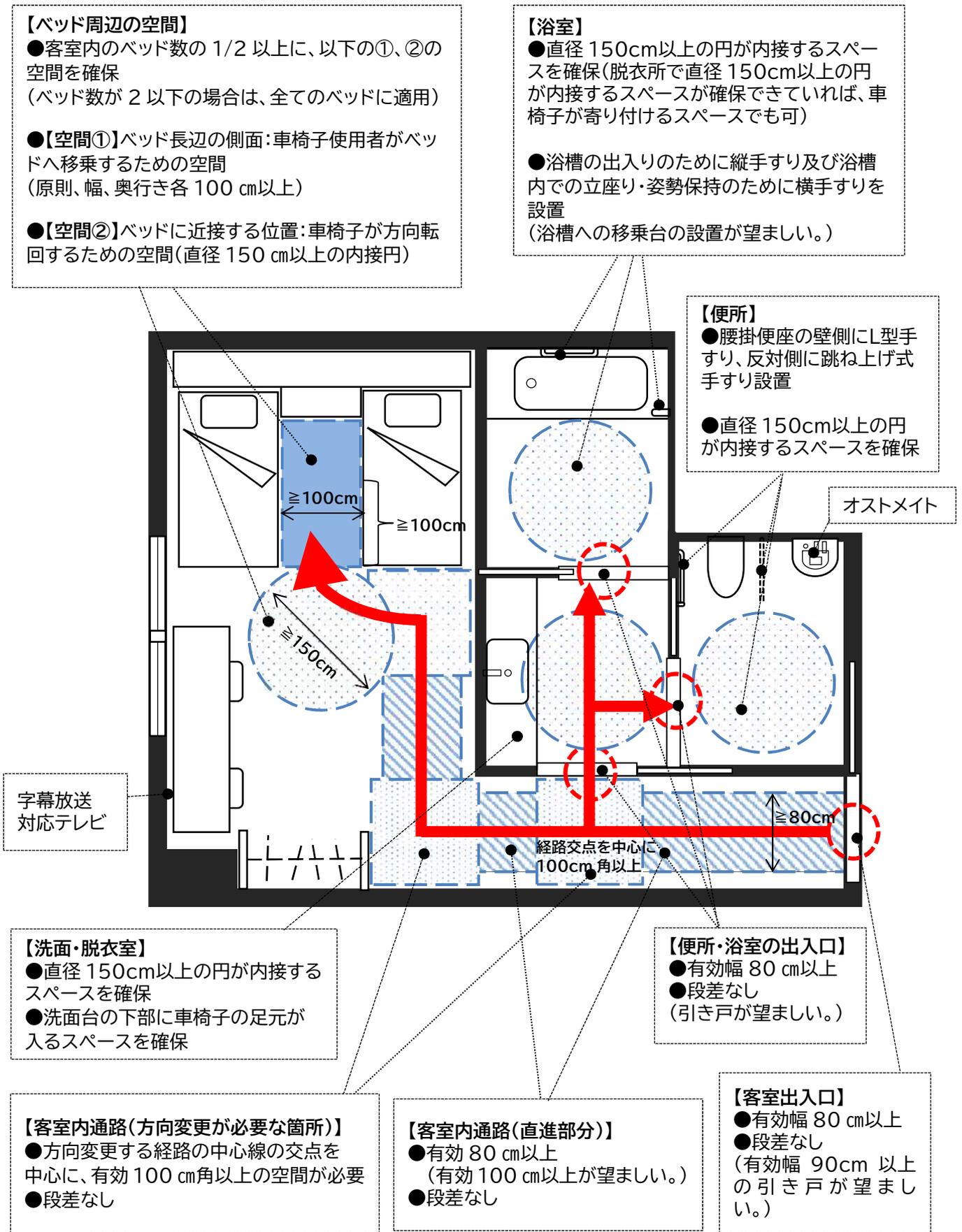
<2>の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。



B 車椅子使用者用客室

B 車椅子利用者用客室 ツインルームの例 (水回りセパレートタイプ) 図6-9



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室 シングルルームの例 (3点式ユニットバスタイプ) 図6-10



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室

< 1 > 整備基準一覧

施設		● 整備基準	具体的な整備内容 と解説・補足	
箇所	法対象 (特別特定建築物) ※条例対象(特定建築物)は義務基準なし			
(1) 車椅子使用者用客室 の設置数		客室総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設けること。(※小数点以下切り上げ) ----- 《令第15条第1項》	<解説・補足> ・車椅子使用者用客室は、移動のしやすさを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	
(2) 車椅子使用者用客室 ベッド周辺 の空間	ア	客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数の1/2以上(その数に1未満の端数がある場合には、これを切り上げた数とし、ベッド数が2以下の場合は全てのベッドに適用)に、次のイ、ウの空間を設けること。	㊦ 具体的な整備内容 ・ベッド長辺に接する位置に、原則、幅、奥行き各100cm以上の空間を確保することを基本とする。 ・ベッドに近接する位置に、直径150cm以上の円が内接する空間を確保する。	
	イ	【ベッドの長辺に接する位置】 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間として、原則、幅、奥行き各100cm以上の空間を確保すること。		<解説・補足> ・「(A)一般客室<1>(1)一般客室ベッド周辺の空間」の<解説・補足>(P97)参照。
	ウ	【ベッドに近接する位置】 車椅子の転回に支障がない空間として、直径150cm以上の円が内接する空間を確保すること。 ----- 《条例第27条第1項第1号》 《条例第27条第2項第1号》		
(3) 車椅子使用者用客室 便所	ア	客室内に車椅子使用者が円滑に利用できる以下のイ～オに該当する車椅子使用者用便所を設けること。 ※他のすべての客室内に便所を設けない場合は除く。	㊦ 具体的な整備内容 ・腰掛便座の両側に手すりを設ける。壁側はL型手すりとし、もう一方は跳ね上げ手すりとする。 ・L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20~25cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から25cm程度とする。 ・便所内に、直径150cm以上の円が内接する空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・原則段差はなしとするが、便所が浴室等と	
	イ	腰掛便座、手すりが適切に配置されていること。		
	ウ	車椅子使用者が円滑に利用できる空間として、直径150cm以上の円が内接する空間を確保していること。		
	エ	出入口の幅は80cm以上であること。		

	<p>オ 戸を設ける場合は、戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>-----</p> <p>《令第15条第2項第1号》 《H18 国交省告示第1496号》 《条例第27条第2項第2号》 《条例規則第15条第1項》</p>	<p>同じ区画に設けられる場合であって、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は2cmまでとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう、洗面手洗い器には、下部にひざや足元が入る空間を確保する。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第27条第2項第1号の規定は、令第15条第2項第1号における共用の車椅子使用者用便房を設けた場合の緩和規定を打ち消すものである。 また、共用の車椅子使用者用便房の設置状況に関わらず、原則として、客室内に車椅子使用者用便房を設ける必要がある。 ただし、全ての客室内に便所を設けない場合には、全ての利用者が客室外の便所を利用することとなるため、この限りではない。 ・車椅子使用者用客室内の便所は、車椅子使用者が、補助者なしでも円滑に利用できるように整備することが前提である。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるため、出入口部分は2cm以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
<p>(4) 車椅子使用者用客室 浴室等</p>	<p>ア 客室内に車椅子使用者が円滑に利用できる以下のイ～オに該当する車椅子使用者浴室等を設けること。 ※他のすべての客室内に浴室等を設けない場合は除く。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間として、直径150cm以上の円が内接する空間を確保していること。</p> <p>エ 出入口の幅は80cm以上であること。</p> <p>オ 戸を設ける場合は、戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>《令第15条第2項第2号》 《H18 国交省告示第1495号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①浴槽の出入り部分に縦手すり及び②浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すりを設置する。 ・浴室内に、直径150cm以上の円が内接する空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・原則段差はなしとするが、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は2cmまでとする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第27条第2項第3号の規定は、令第15条第2項第2号における、共用の車椅子使用者用浴室等を設けた場合の緩和規定を打ち消すものである。 また、共用の車椅子使用者用浴室等の設置状況に関わらず、原則として、客室内に車椅子使用者用

		<p>《条例第 27 条第 2 項第 3 号》 《条例規則第 15 条第 2 項》</p>	<p>浴室等を設ける必要がある。 ただし、全ての客室内に浴室等を設けない場合には、全ての利用者が客室外の浴室等を利用することとなるため、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用客室内の浴室は、車椅子使用者が補助者なしでも円滑に利用できるように整備することが前提である。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
<p>(5) 車椅子利用者用客室 出入口～ (1)の空間、 (2)の便所、 (3)の浴室等 までの 経路</p>	ア	幅は 100 cm（直進部分は 80 cm）以上であること。	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室内の経路は、原則、幅員 100 cm 以上であるが、直進部分については、幅員 80 cm 以上でも可とする。 ・車椅子の方向を変更する必要がある部分は、経路の中心線の交点を中心に、有効 100cm 角以上の空間の確保が必要である。 ・前室で方向を変更して便所又は浴室等に至る場合は、前室内にも有効 100cm 角以上の空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(A) 一般客室 (1) (4)一般客室出入口～(1)の空間、(2)の便所、(3)の浴室等までの経路」の<解説・補足>（P99）参照
	イ	客室内の出入口の幅は 80cm 以上であること。	
	ウ	戸（便所、浴室の出入口に設ける戸を除く）の前後に高低差がないこと。	
	エ	床面に段差がある場合、令第 13 条に規定する傾斜路又は令第 18 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を設けていること。	
		<p>《条例第 27 条第 1 項第 4 号》 《条例第 27 条第 2 項》 《規則第 16 条》 《令第 13 条》 《令第 18 条第 2 項第 6 号》</p>	

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所	内容
(1) 車椅子利用者用客室 の設置数	<p>◎○客室総数が 200 以下の場合：車椅子利用者用客室の設置数 \geq 客室総数 \times 1/50 を乗じて得た数以上</p> <p>◎○客室総数が 200 を超える場合：車椅子利用者用客室の設置数 \geq 客室総数 \times 1/100 + 2</p> <p>（※小数点以下切上げ）</p>

第3章 整備マニュアル 6 ホテル又は旅館の客室

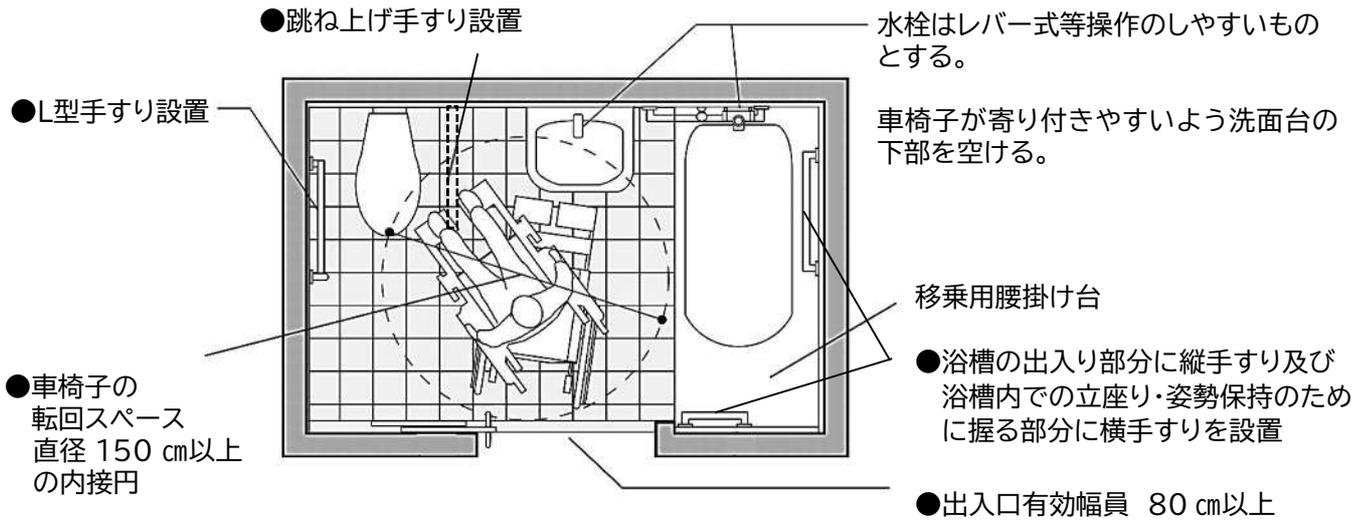
<p>(2) 車椅子使用者用客室 の出入口</p>	<p>◇ 車椅子使用者用客室の出入口は 90cm 以上とする。</p> <p>◇車椅子使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。</p> <p>◇取っ手の中心高さは、床から 90 cm程度とする。</p> <p>◇室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140cm 程度（車椅子使用者が見やすいように配慮した）高さとする。</p> <p>◇アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120cm 程度の高さに設ける。</p> <p>◇開き戸の場合、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。また、ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等。閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。</p>
<p>(3) 車椅子使用者用客室 の便所</p>	<p>◇オストメイト対応設備を設置する。</p> <p>◇フロント等に連絡できる非常呼出ボタンを設置する。</p>
<p>(4) 車椅子使用者用客室 の浴室等</p>	<p>◇浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは 45cm 程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。</p> <p>◇洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じて連続させる。</p> <p>◇浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は、浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できるものとする。</p> <p>◇洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に、立座り◇姿勢保持のための手すりを設ける。</p> <p>◇車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。</p> <p>◇車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さ（45cm 程度）と同程度とする。</p> <p>◇シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。</p> <p>◇フロント等に連絡できる非常呼出ボタンを設置する。</p>
<p>(5) 車椅子使用者用客室 のベッド</p>	<p>◇ベッドの高さは 45 cm程度（車椅子の座面と同程度の高さ）とする。</p> <p>◇車椅子のフットレストがベッドの下部に入るようにする。</p>
<p>(6) 車椅子使用者用客室 の部品、設備等</p>	<p>◇壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁、柱及び家具の角等がある場合には、面取りや保護材を設けるなど、危険防止に配慮する。</p> <p>◇インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p> <p>◇スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。</p> <p>◇電動車椅子のバッテリーの充電のため、使用しやすい位置（床から 40 c m程度の高さ）にコンセントを設ける。</p> <p>◇収納の棚の高さは、床から 30～120 cm程度とする。</p> <p>◇収納のハンガーパイプやフックの高さは、床から 100～120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。</p> <p>◇棚やクローゼット等を設ける場合は、奥行は最大 60 cm程度とする。</p> <p>◇室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合は、床からの上端高さは 70～75cm 程度、下端高さは 60～65cm 程度、奥行は 45 cm程度とする。</p> <p>◇車椅子の操作が困難になるような、毛足の長い絨毯を床の前面に使用することは避ける。</p>
<p>(7) 案内設備・ 情報伝達等</p>	<p>◇「(A) 一般客室 (2) (5)案内表示、情報伝達等」(P 1 0 1) を参照</p>

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

B 車椅子使用者用客室内の水回りの例

図6-11



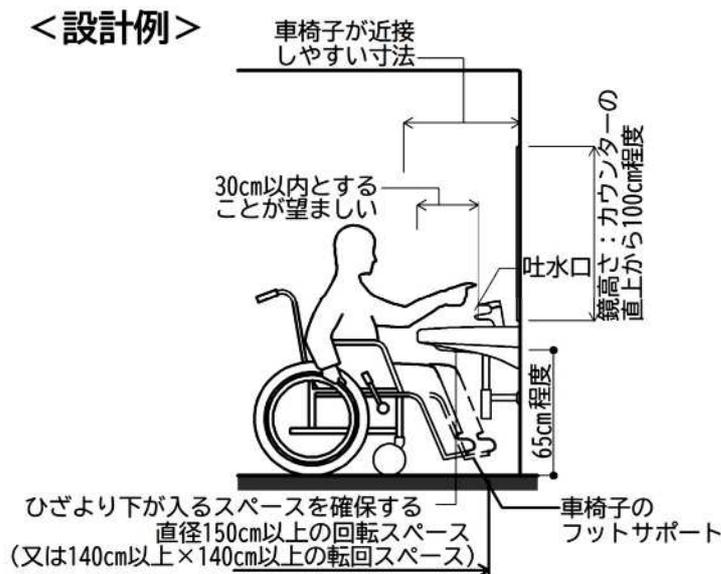
車椅子を使用されている方の声

車椅子が水に濡れると故障の原因になるため、入浴時は、洗い場に車椅子を止めて浴槽に移乗し、浴槽の中で体を洗うこともあります。そのため、
 ①移乗のために、浴槽のヘリを20cm以上確保、又は可動式の移乗台を設置してほしいです。
 ②3点式ユニットバスでない場合も、浴槽と洗い場の間にシャワーカーテンがあると車椅子が濡れにくく、嬉しいです。
 ③3点式ユニットバスでない場合も、浴槽部分にもシャワーホースが届くように設計してほしいです。



B 車椅子使用者用客室内の洗面台(参考図)

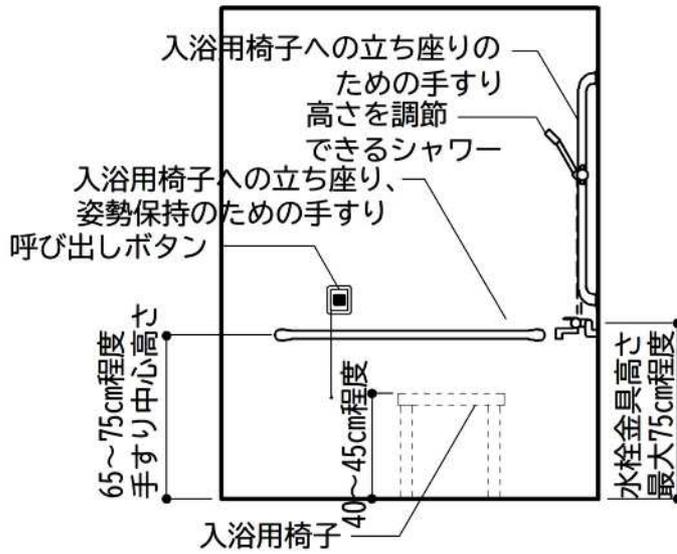
図6-12



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室内のシャワー室の手すり設置例

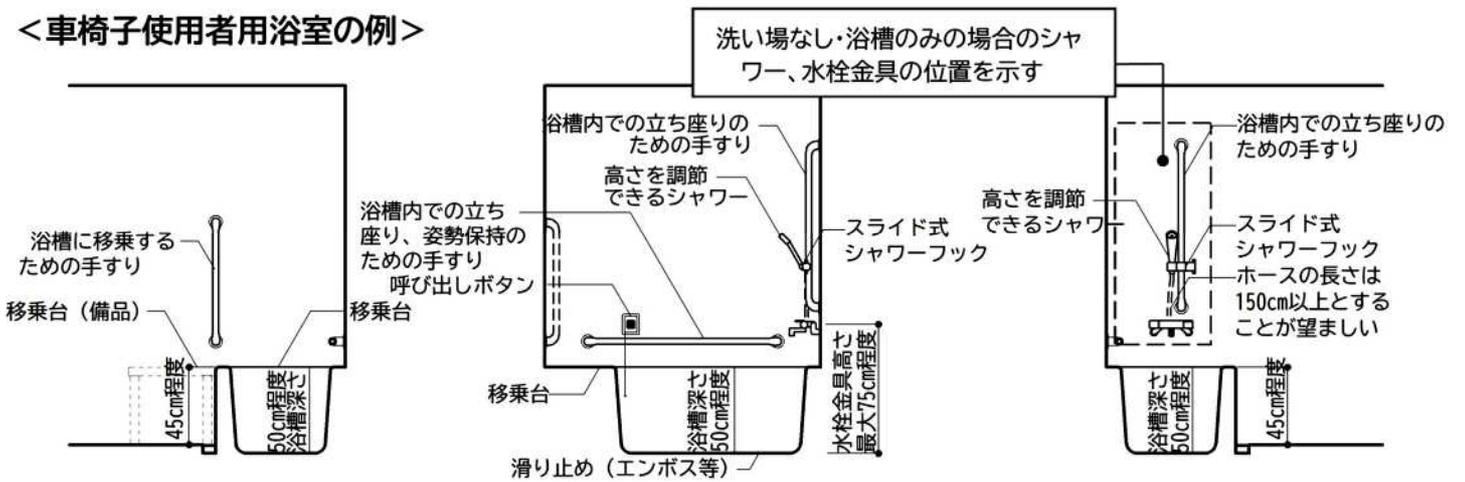
図6-13



B 車椅子使用者用客室内の浴室の例

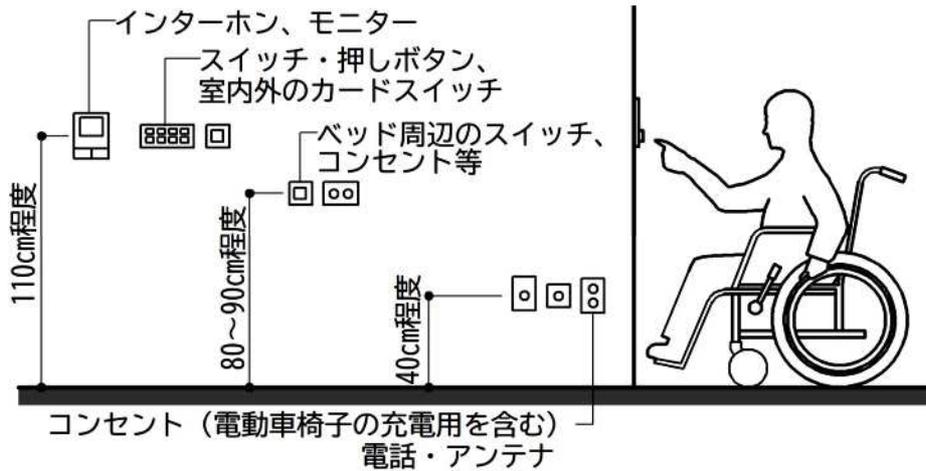
図6-14

<車椅子使用者用浴室の例>

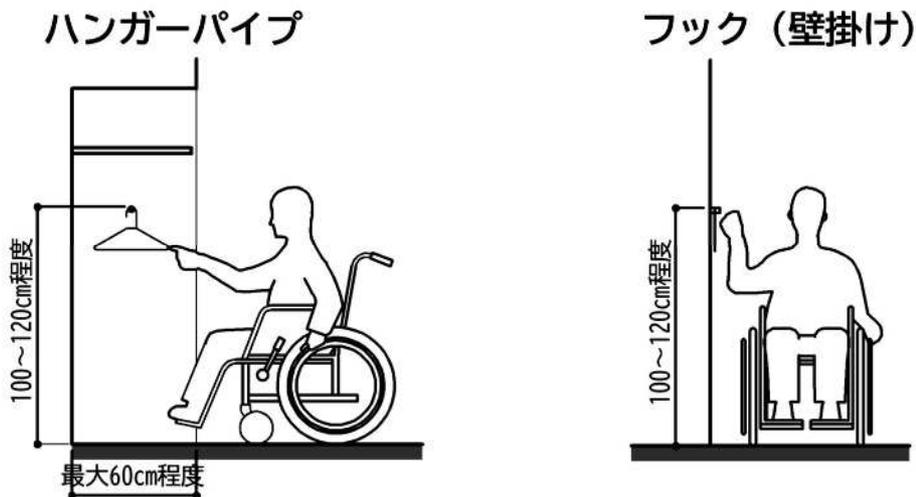


凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

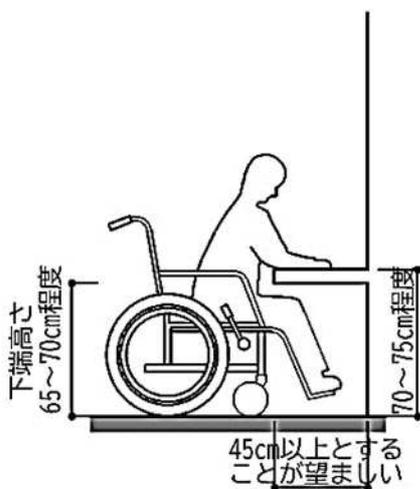
B 車椅子使用者用客室のコンセント・スイッチの高さの例(参考図) 図 6-15



B 車椅子使用者用客室のハンガーパイプ・フックの高さの例(参考図) 図 6-16



B 車椅子使用者用客室のカウンター・ライティングデスクの例(参考図) 図 6-17



車椅子を使用されている方の声

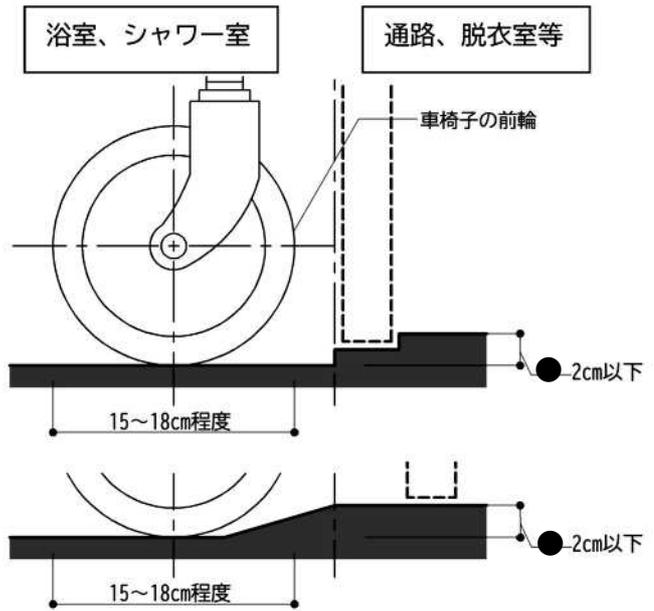
宿泊施設を探す場合、私達は、車椅子使用者用客室の有無を事前に確認します。この際、施設のホームページ等で、車椅子使用者用客室の写真や平面図が公開されていると、具体的なイメージができて安心です。

また、その名のとおり、車椅子使用者が快適に過ごせる客室だと期待して宿泊するため、私達にとって居心地が良く、利用しやすい客室を整備してほしいです。

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A・B共通 客室内の浴室等の戸の前後の高低差解消(参考図) 図 6-18

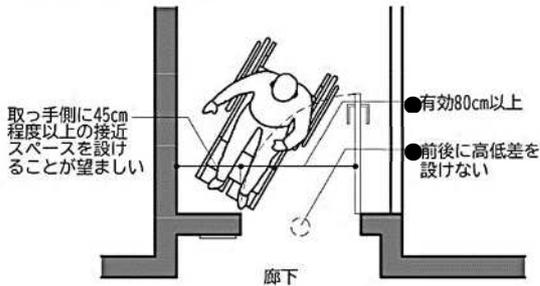
- ・戸の前後で高低差がある場合、極力小さくする。(2cm以下)
- ・さらに、段の角を落として、傾斜とすることが望ましい。



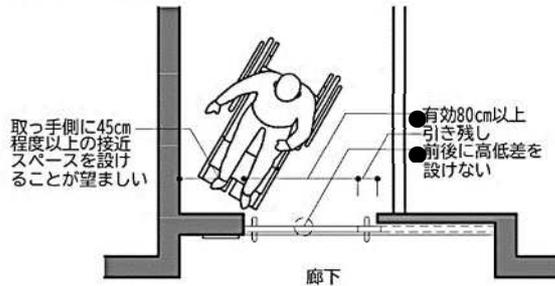
A・B共通 客室出入口の開き戸(参考図) 図 6-19

※ 車椅子使用者にとって、開き戸の開閉は負担が大きいため、車椅子使用者用客室は原則引き戸とすること。

<内開き戸の例>

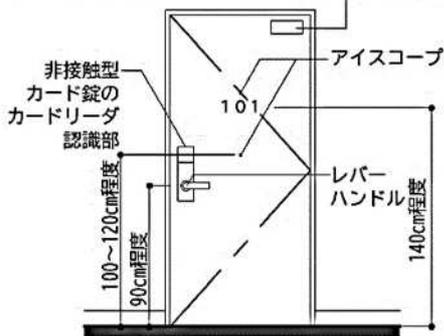


<引き戸の例>

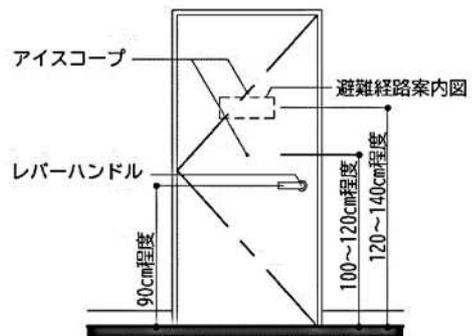


<客室出入口の開き戸（廊下側）の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



<客室出入口の開き戸（客室側）の例>



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A・B共通 ベッドのデザイン(参考図)

図 6-20



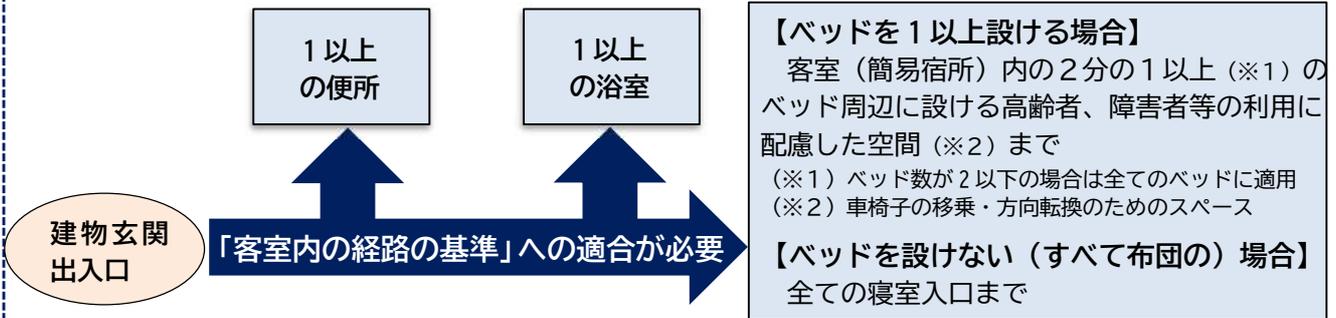
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

C 客室に係るよくある御質問

Q1 「一棟貸し」の宿泊施設で2階建て以上の場合、エレベーターの設置が必要か。

A1 建物全体を1組の宿泊客に貸し出す「一棟貸し」の宿泊施設の場合、建物玄関入口から先を一つの客室と捉えます。そのため、2階建て以上であって、エレベーターその他の昇降機を設置しない場合には、玄関のある階において経路の規定を満足するよう、ベッド、便所、浴室等を計画する必要があります。なお、客室内が複数の階に分かれているメゾネットタイプも同様です。

<客室内の経路の概要>



客室内の経路の基準

- ・ 経路幅 100 cm以上（車椅子の方向を変更することのない直進部分は、80 cmでも可）
- ・ 段差なし
- ・ 段差がある（階が異なる）場合は、エレベーターその他の昇降機（令第18条第2項第6号に規定するもの）又は傾斜路（別表第2 3の項に定めるもの）の設置が必要

<一棟貸し等における、エレベーターその他の昇降機の設置が「不要」となる例>

凡 例



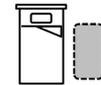
2階建ての
一棟貸し



ふとん



ベッド

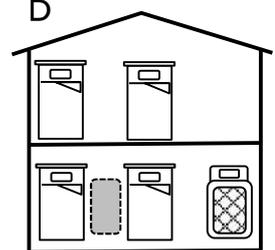
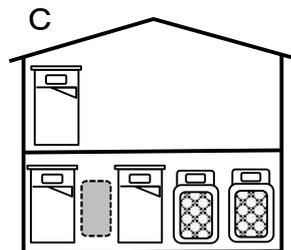
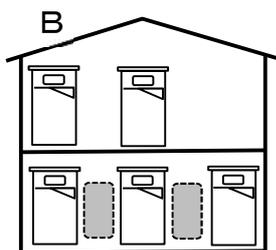
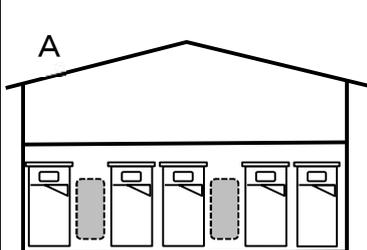


ベッド +
高齢者等の利用に配慮した空間

エレベーターその他の昇降機の設置が「不要」な例

ベッドは寝起きの負担等が少なく、高齢者や車椅子利用者の方々にとって利用しやすいものと考えられます。したがって、下図のように、ベッドを設け、その合計数の半数以上（ベッド数が2の場合は2）に、高齢者等の利用に配慮した空間が設けられており、当該空間まで段差なしで到達できる場合は、エレベーターその他の昇降機の設置は不要です。

また、客室の定員に応じて、高齢者等の利用に配慮した空間を設けた一定数のベッドを設置するように努めてください。



Q2 一棟貸しではない(共用部分を有する)宿泊施設で2階建て以上の場合、共用部分にエレベーターの設置が必要か。

A2 共用部分を有する宿泊施設で以下のいずれかに該当する場合は、共用部分のエレベーターその他の昇降機の設置は「不要」となります。(条例施行規則第11条)

ただし、客室内部に段差がある場合は、客室内部に別途、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置が必要となります。

- (1) 地上階のみに利用居室等を設ける場合
- (2) 用途面積200㎡未満で、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合
- (3) 用途面積200㎡以上1,000㎡未満で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設け、かつ、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合

Q3 既に開業しているホテル、旅館等について、改修などの工事は行わないが、運営者が変更になる場合、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A3 開業時に適法に手続きがされ、宿泊施設として利用されていた施設について、運営事業者の変更があっても、新築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替えに該当する工事を行わない場合は、バリアフリー条例に基づく協議は不要です。

Q4 一戸建て住宅を用途変更し、簡易宿所にする予定だが、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A4 床面積に関わらず、宿泊施設への用途変更は、用途変更となり、建築基準法に基づく確認申請等の有無に関わらずバリアフリー条例に基づく協議申請が必要です。

Q5 3階建て(延べ面積200㎡未満)の建築物において、宿泊施設として使用していなかった部分を宿泊施設として利用する場合は、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A5 宿泊施設として使用していなかった部分を宿泊施設として利用する場合は、用途変更となり、建築基準法に基づく確認申請等の有無に関わらずバリアフリー条例に基づく協議申請が必要です。

また、3階部分を宿泊施設として利用する場合は、竪穴区画の形成や警報設備の設置など、建築基準法上、新たに適用される規定がありますので、御注意ください。

Q6 宿泊施設の施設外帳場について、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A6 宿泊施設の施設外帳場は『13 事務所』として扱います。よって、施設外帳場の用途面積が2,000㎡未満であれば、バリアフリー条例に基づく協議申請は不要です。なお、施設外帳場の用途面積を、宿泊施設の用途面積に含める必要もありません。

Q7 客室内部の規定で、ベッド周辺に車椅子から移乗するための空間を設けることが求められているが、布団の場合も同様に設ける必要があるか。

A7 ベッドを設置せず、布団のみとする場合は、移乗のための空間を設ける必要はありませんが、布団を敷く部屋(寝室)の入口までの経路には、バリアフリー対応(通路幅原則100cm以上、客室内出入口80cm以上、段差なし)が必要となります。

Q8 ベッドへの移乗空間は、ベッドの大きさ(シングル、ダブル等)や使用人数によらず、ベッドの台数をもとに算定すればよいか。

A8 設置するベッドの台数を基に算定してください。

なお、エキストラベッドを設置する場合は、当該ベッドも含めて、移乗空間を確保してください。

Q9 京町家を宿泊施設として活用する場合、既存の上り框など和のしつらえについても、段差解消などのバリアフリー対応が必要となるか。

A9 京町家については、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、建物の保全・活用を促進しており、構造上やむを得ない場合、本市と協議のうえ、代替措置を講じていただくことにより、基準の緩和を認めています。

次ページのチェックシート及び京町家（昭和25年以前の建築であり、通り庭、通り庇及び格子などの形態・意匠があるもの）と証明できる資料を持参し、個別に御相談ください。

Q10 京町家のほか、近代和風建築や数寄屋建築、農家住宅、蔵など、伝統的なしつらえや形態に特に配慮すべき伝統的建造物についても、基準の緩和は認められるか。

A10 京町家以外の建物であっても歴史まちづくり法の規定に基づく歴史的風致形成建造物や京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度の規定に基づき認定された建物や庭園など、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられる建物については、京町家の取扱と同様に、基準の緩和を認めています。

京町家チェックシート

- 京町家については構造上やむを得ない場合、本市と協議のうえ、代替措置を講じていただくことにより、整備基準の緩和を認めています。
- 本チェックシートは、緩和の対象となる京町家かどうかをあらかじめ協議していただくための資料です。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1項に規定する京町家の要件への適合状況

	項目		根拠資料	資料の説明
1	建築基準法の施行（昭和25年11月23日）前に建築されている。	必須条件		
2	木造の建築物である。			
3	伝統的な構造を有する。 「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造			
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	4	3階建て以下	必須条件	
		一戸建て又は長屋建て		
		平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。		
		隣地に接する外壁又は高塀	いずれか1つ以上	
		通り庭 道に面した出入口から続く細長い形状の土間		
		火袋 通り庭上部（細長い形状）の吹き抜け部分		
		坪庭又は奥庭		
		通り庇 道に沿って設けられた軒		
		格子（伝統的なものに限る） 虫籠窓や京格子など		

※違法な増改築や著しい改変が行われている場合等は、緩和が認められないことがあります。
なお、復元的に再生・改修した京町家については、緩和を認めることもできます。

【 記 入 例 】

	項目		根拠資料	資料の説明
1	建築基準法の施行(昭和25年11月23日)前に建築されている。	必須条件	閉鎖謄本	家屋番号が一致した閉鎖謄本に、大正5年築とあり、面積も概ね現状と一致している
2	木造の建築物である。		謄本	木造と記載
3	伝統的な構造を有する。 「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造		写真	梁、柱の写真から該当
4 都市生活の中から生み出された形態又は意匠	3階建て以下	必須条件	図面	図面の通り該当
	一戸建て又は長屋建て		図面	図面の通り該当
	平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。		写真	外観写真から該当
	隣地に接する外壁又は高塀	いずれか1		
	通り庭 道に面した出入口から続く細長い形状の土間		写真及び図面	写真及び図面の通り該当

【お願い】 閉鎖登記等については、記載箇所のマークと、読み取られた文字の併記をお願いします。

複数の書類でつながりが分かる場合は、すべての書類に同様の記載をお願いします。

部 題 表			
番式	番号	番	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">289</div> ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">● ●</div> ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">● ●</div> ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎	表示欄
◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ● ● ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ● ● ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎	表示欄
◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎			表示欄
「12坪」と記載。 $12 \times 3.306 = 39.67 \text{ m}^2$ 現状(40 m ²)と同じ		「大正5年建築」と記載	

7 敷地内の通路 (屋外・一般基準)

基本的な考え方

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの屋外の通路を示します。

敷地内の通路は、誰もが安全かつ円滑に建築物にアクセスできるよう、路面が濡れている状態の利用等を想定するとともに、傾斜路や段がある場合は、手すり等を設置することが求められます。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する全ての敷地内の通路（屋外の通路）が対象です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の敷地内の通路については、「9-6 道等から居室等までの通路（敷地内通路）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。 ● 勾配が1/20以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。
-------------	---

施設		● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)		
(1) 表面の 仕上げ		表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 《令第16条第1号》	同左 《条例 別表2 第7項第1号》	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">📌 具体的な整備内容</div> <ul style="list-style-type: none"> ・表面は、滑りにくい仕上げとする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面は、通行に支障となる凹凸のないものとし、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい材料とする。砂利の採用は、車椅子の通行に支障をきたすため、不可とする。 ・摩擦係数が極端に異なる仕上げ材料をスポット的に使用することは、雨天時等の歩行に危険を伴うので避ける。
(2) 段が ある 場合	ア	手すりを設けること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">📌 具体的な整備内容</div> <ul style="list-style-type: none"> ・踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい仕上げとする。 ・手すりは、階段・段の途中からではなく、踊り場を含め、階段・段の始まりから終わりまで連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 ・段の端部にはノンスリップや見切り等を設置す
	イ	段は、識別しやすいものとする。	同左	
	ウ	段は、段鼻の突き出し その他つまずきの原因 となるものを設けない ことと等により、つまず きにくい構造とすること。 《令第16条第2号》	同左 《条例 別表2	

			第7項第2号»	<p>る、段鼻を目立つように着色等することで、段を容易に識別できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蹴込みは2cm以下とする。 ・段鼻は突き出さない。 ・蹴込み板を設ける。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。 ・段を識別しやすくすることにより、転落事故を防止する。 ・同一階段内で、蹴上げ及び踏み面の寸法を変えない。
(3) 傾斜路がある場合	ア	勾配1/12超、又は、高さ16cm超かつ勾配1/20超の傾斜がある部分には、手すりを設けること。	同左	<p>☞ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ16cm以下かつ勾配1/12超、又は、高さ16cm超かつ勾配1/20超の傾斜路には、手すりを設ける。 ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 ・傾斜路とその他の部分の仕上げや色を変える、傾斜路部分の端に見切りを設置するなど、傾斜路を識別しやすくする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路が、道等から居室等までの経路上にある場合は、勾配に関わらず、傾斜路(踊り場も含む。)に手すり設置が義務付けられる。(「9-6」道等から居室等までの経路(敷地内の通路)(4)傾斜路 手すり」P158参照) ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
	イ	傾斜路は識別しやすいものとする。 «令第16条第3号»	同左 «条例 別表2 第2項第3号»	

<2> 努力基準一覧

施設	努力基準
箇所 (番号は表<1>に合わせています)	内容
(2) 段がある場合	<p>◎幅は、140cm以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。</p> <p>◎蹴上げ16cm以下、踏み面30cm以上とする。</p>

第3章 整備マニュアル 7 敷地内の通路(屋外・一般基準)

	<p>◎左右両側に手すりを設ける。</p> <p>◇段の幅が3m以上の場合は、左右両側及び段がある部分の間にも手すりを設ける。</p> <p>◇手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示する。</p> <p>◇点字を読めない視覚障害者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内◇誘導を併用する。</p> <p>◇段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用への配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。</p> <p>◇利用者の身長の高低差に配慮し、手すりを2段設置する。</p> <p>◇段の上端に加え、段の下端にも点状ブロック等を敷設する。</p> <p>◇主たる段以外の段であっても回り階段としない。</p>
(3) 傾斜路がある場合	<p>◎幅は、段に代わるものにあっては150cm以上、段に併設するものにあっては120cm以上とする。</p> <p>◎(道等から居室等の経路外又は条例対象であっても)勾配は、1/15以下とする。</p> <p>◎(道等から居室等の経路外であっても)高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。</p> <p>◎高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。</p> <p>◇(道等から居室等の経路外であっても)両側に側壁又は5cm以上の立ち上がりを設ける。</p> <p>◇(道等から居室等の経路外であっても)傾斜がある部分の前後に平坦部分(方向変換が必要な場合、140cm角又は直径150cmの内接円、方向変換が不要な場合、踏み幅が120cm以上)を設ける。</p>
(4) その他	<p>◎段がある部分及び傾斜路を除き、幅は180cm以上とする。</p>

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

8 車椅子使用者用駐車施設

基本的な考え方

車椅子を使用されている方にとって、車椅子使用者用駐車施設の確保は大変重要です。

したがって、車椅子使用者用駐車施設は、玄関付近の利用しやすい位置に設け、駐車区画の有無や位置が道路からも容易に確認できるよう適切な案内表示を設けます。

また、区画の計画にあたっては、車椅子を使用されている方自身が運転する場合と同乗する場合の両方を想定することが望まれます。

なお、一般車両の不注意な駐車により、車椅子を使用されている方の利用が妨げられないよう、適切な管理にも留意する必要があります。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する駐車施設が対象です。
-------------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 駐車場に車椅子使用者用駐車施設があるか	駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。 ※ 法令 第17条第1項	同左 ※ 条例 別表2第8項第1号	<解説・補足> ・区画を設けた場合は、車椅子使用者が駐車場を円滑に利用できるよう、管理運営する必要がある。 ・法対象の規模の共同住宅で「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」により、来客用駐車場の設置が求められる場合、当該駐車場のうち1台分は、車椅子使用者用駐車施設として整備する必要がある。
(2) 駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設があるか	駐車台数に応じて、必要な台数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ※ 条例 28条第1号、第2号	同左 ※ 条例 別表2第8項第2号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 📌 具体的な整備内容 </div> ・【50 ≤ 全駐車台数 ≤ 200 の場合】 ⇒ 必要設置台数：全駐車台数 / 50 (小数点以下切上げ) ・【200 < 全駐車台数の場合】 ⇒ 必要設置台数：全駐車台数 / 100 + 2 (小数点以下切上げ) <解説・補足> ・必要設置台数は最低基準である。したがって、建築物の規模や用途等に応じて、適切な台数を計

			<p>画すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅の住人専用駐車場や月極駐車場等、各区画を、不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用しない部分については、全駐車台数の算定から除くことができる。 ・必要設置台数の算定に係る全駐車台数には、機械式駐車場の台数も含むが、平置き式と機械式を併用する場合で、必要設置台数が平置き式の台数を上回る場合は、平置き式の台数を上限とする。
<p>(3) 車椅子使用者用駐車施設の構造・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区画の幅は 350 cm以上とすること。 ・JIS規格の標識を設けること。 ・主要な出入口にできる限り近い位置にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画の幅は 350 cm以上とすること。 ・標識を設けること。 ・主要な出入口にできる限り近い位置にすること。 	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画の幅は有効 350 cm以上、奥行きは 500 cm程度以上とする。 ・運転席から見やすい位置に、識別しやすい大きさの標識（法対象は JIS 規格）を設ける。 ・主要な出入口に一番近い駐車区画を車椅子使用者用駐車施設とする。
	<p>《令第 17 条第 2 項》 《令第 19 条》 《令第 19 条に規定する標識に関する省令》</p>	<p>《条例 別表 2 第 8 項第 3 号》</p>	<p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画は車椅子使用者が使いやすく、安全な位置に設ける。 ・車椅子使用者用駐車施設内の乗降スペースは、当該区画利用者以外が通行する通路と兼ねない。 ・車椅子使用者用駐車施設の表示は、区画内だけでなく、立て看板等により、遠くからも分かりやすいものとする。 ・車椅子使用者用駐車施設内への誘導用案内表示を適切に設ける。 ・誰もが認識しやすいよう、条例対象においても、標識は JIS 規格とすることが望ましい。

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1>に合わせています)	内容
(1) 駐車場に車椅子使	○（設置義務がない場合においても）車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設ける。

第3章 整備マニュアル 8 車椅子利用者用駐車施設

利用者用駐車施設があるか	
(3) 車椅子利用者用駐車施設の構造・規模	<ul style="list-style-type: none"> ◇区画の奥行きは 600 cm程度以上確保する。 ◇道路からも見えるように、車椅子利用者用駐車施設の表示をする。 ◇区画から主要な出入口までの経路は、安全確保のため、自動車との動線を分離する。 ◇雨天時の車椅子利用者の利便性を考慮し、屋根等を設ける。 ◇2 以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける場合は、左右どちらからも乗降しやすいよう、区画を並列する。

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図8-1 車椅子使用者用駐車施設の設置台数

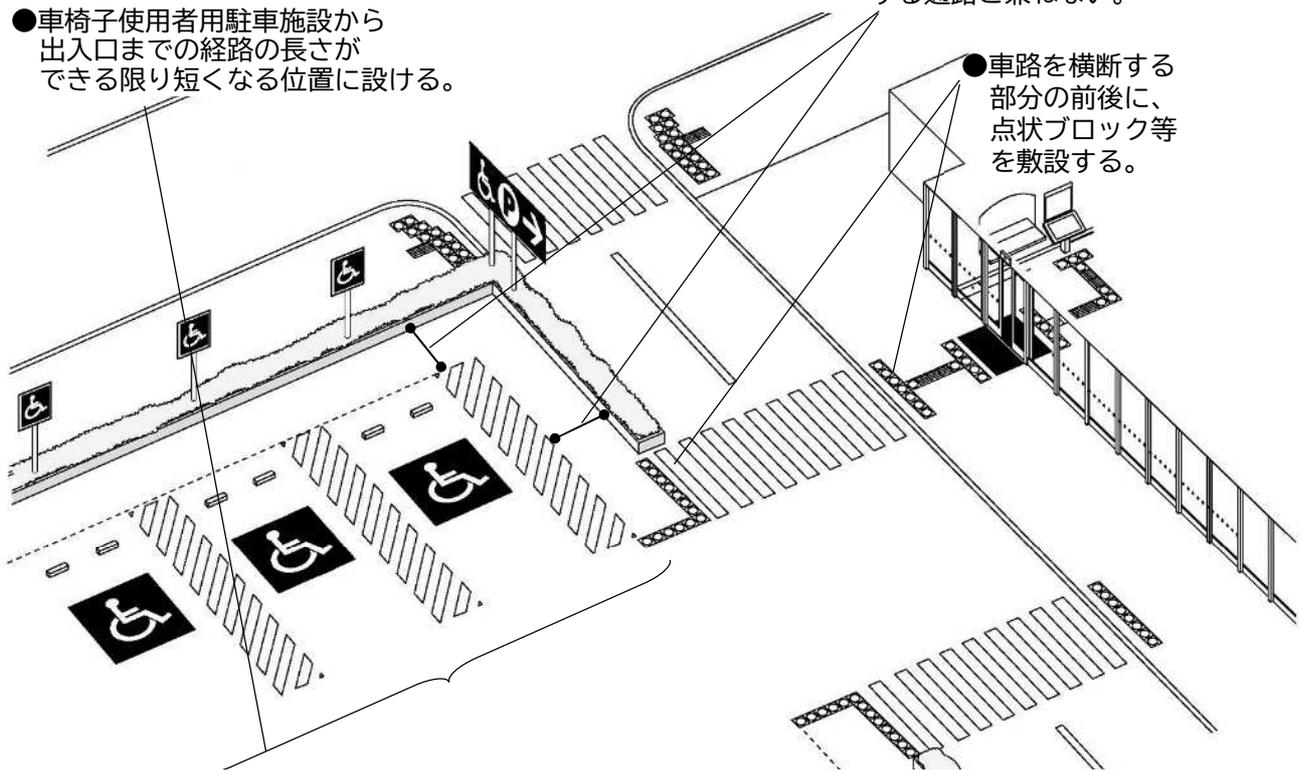
全駐車場台数	車椅子使用者用 駐車施設の設置台数	(例) 全駐車場台数	車椅子使用者用 駐車施設の設置台数
1 ≦ 全駐車場台数 < 50	1	平面 43 台	1 台
50 ≦ 全駐車場台数 ≦ 200	全駐車場台数 50 (小数点以下 切り上げ)	平面 136 台	3 台
200 < 全駐車場台数	全駐車場台数 100 +2 (小数点以下 切り上げ)	平面 2 台 機械式 160 台	2 台
		平面 150 台 機械式 70 台	5 台
		平面 4 台 機械式 250 台	4 台

図8-2 車椅子使用者駐車施設

- 車椅子使用者用駐車場区画の大きさは、幅 350 cm 以上 × 奥行き 500 cm 程度以上とする。
- 車椅子使用者用駐車施設である旨を J I S 規格の標識で表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができる限り短くなる位置に設ける。

- 車椅子使用者用駐車場から各利用居室までの通路幅
条例対象：120 cm 以上
法対象：130 cm 以上

- 車椅子使用者用駐車区画は、当該区画利用者以外が通行する通路と兼ねない。



車椅子を使用されている方の声

自ら運転する車椅子利用者もいるため、乗降スペース(ゼブラゾーン)は、左右両側に表示してほしいです。
また、車椅子使用者用駐車施設が複数台ある場合は、上図のように、隣り合うように配置してもらえると、両側から乗降スペース(ゼブラゾーン)を使用でき便利です。



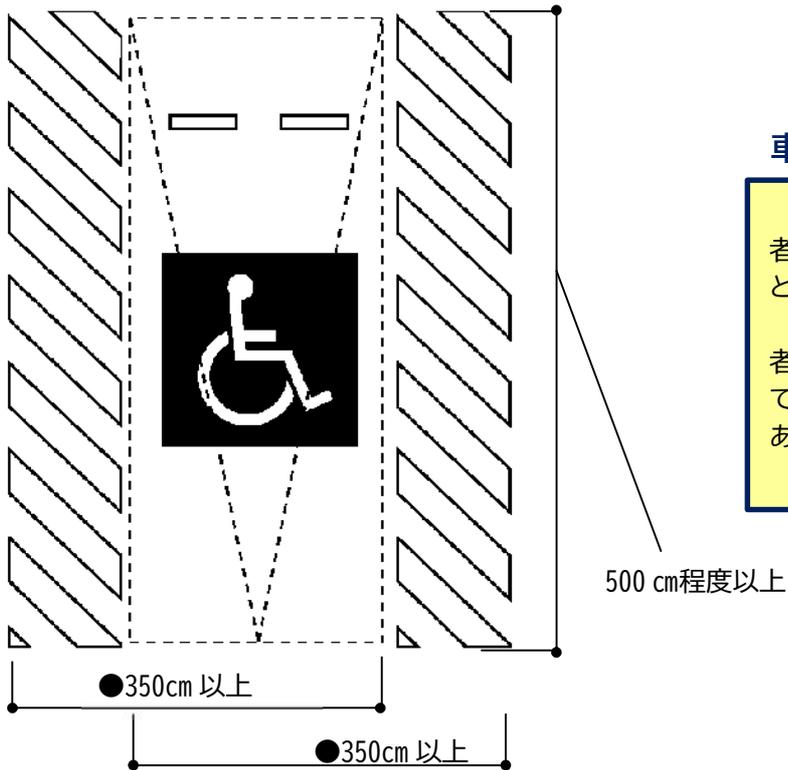
車椅子使用者用駐車場施設である旨は、ゼブラゾーンの明示及び立て看板等で、遠くからも視認しやすく分かりやすい方法で表示する。

車椅子使用者用駐車場施設の方向を示す、誘導用立て看板も設置する。

駐車場内は歩車分離とする。

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図8-3 車椅子使用者用駐車施設の例 (参考図)



車椅子を使用されている方の声

立て看板やゼブラゾーンにより、車椅子使用者用駐車施設であることを分かりやすく示すことは大変重要です。

標識が小さく見えない場合など、車椅子使用者用駐車施設と気付かず、一般の方が車を停めていることもあり、空くまで長時間待つことがあります。

標識は大きく、はっきりと掲示してください。



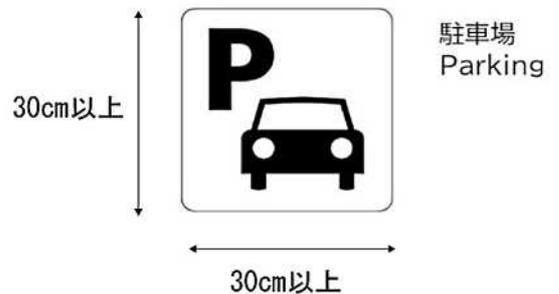
図8-4 誘導用立て看板の例(参考図)



図8-5 立て看板による表示の例 (参考図)



図8-6 駐車場の表示例(参考図)

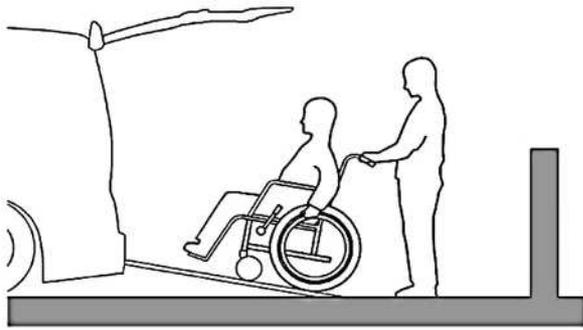


(出典:日本産業規格 JIS Z 8210)

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、

義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図8-7 後部ドア側の乗降スペースの例（参考図）

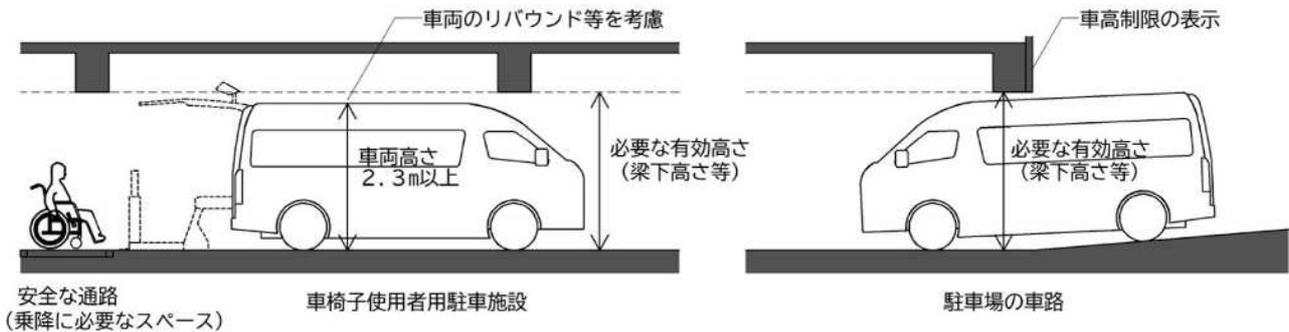


車椅子を使用されている方の声

車椅子使用者は、車で移動することが多くあります。車の乗降の際に車の扉を全開し、車椅子を出し入れするためのスペースが必要です。
また、乗降に時間がかかるため、雨の日は大変です。濡れないよう、屋根があると助かります。



図8-8 車椅子使用者用駐車施設(屋内)の例(参考図)



留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫

- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。（例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。）
- ・こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合に、車椅子使用者が他の一般の駐車施設を利用することが可能となる。

<運用上、車椅子使用者も利用可能な駐車場を考慮した駐車場配置例>



例：右ハンドル前向きに駐車すれば、乗降スペースを使用することが可能

国際シンボルマークの表示
車椅子使用者用駐車施設

※ 車椅子使用者用駐車区画の乗降スペース(ゼブラゾーン)は、通路や横断歩道と兼用しない。

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。